

## わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)について

わがまち特例とは、法律の定める範囲内で、地方公共団体が償却資産の課税標準の特例割合を条例で定めることができる仕組みです。

国立市では、特例割合を次のように定めています。(市税条例附則第11条の2)

対象資産	減額期間	課税標準特例割合	対象となる取得時期	対象資産の例
家庭的保育事業の用に直接供する資産 (地方税法第349条の3第27項)	期限無し	2分の1		
居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産 (地方税法第349条の3第28項)	期限無し	2分の1		
事業所内保育事業の用に直接供する資産 (地方税法第349条の3第29項)	期限無し	2分の1		※利用定員が5人以下であるものに限ります。
水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	期限無し	2分の1 (取得時期が平成30年3月31日までのものは、3分の1)	平成26年4月1日から 令和4年3月31日まで	水質汚濁防止法に規定する工場等の汚水または廃液処理施設
大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設 (旧地方税法附則第15条第2項第2号)	期限無し	2分の1	平成26年4月1日から 令和2年3月31日まで	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置(ただし、平成28年4月1日以降に取得した資産は、中小事業者等が取得した場合に限ります。)※既存の対象資産の代替資産は、特例の対象になりません。
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設 (地方税法附則第15条第2項第5号)	期限無し	4分の3	平成24年4月1日から 令和4年3月31日まで	下水道の機能を妨げ、または損傷のおそれのある下水を排水するとき基準内に収まるよう処理を行う施設(pH調整槽、加圧浮上分離装置等)※既存の対象資産の代替資産は、特例の対象になりません。
再生可能エネルギー発電設備 (特定太陽光:1,000kw未満) (地方税法附則第15条第27項第1号イ)	3年度分	3分の2	平成30年4月1日から 令和4年3月31日まで	太陽光発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもので出力が1,000kw未満の設備
再生可能エネルギー発電設備 (特定太陽光:1,000kw以上) (地方税法附則第15条第27項第2号イ)		4分の3		太陽光発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもので出力が1,000kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (特定風力:20kw以上) (地方税法附則第15条第27項第1号ロ)	3年度分	3分の2	平成30年4月1日から 令和4年3月31日まで	風力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が20kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (特定風力:20kw未満) (地方税法附則第15条第27項第2号ロ)		4分の3		風力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が20kw未満の設備

再生可能エネルギー発電設備 (特定地熱:1,000kw未満) (地方税法附則第15条第27項 第1号ハ)	3年度分	3分の2	平成30年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	地熱発電設備(経済産業省の 認定を受けた設備)で出力が 1,000kw未満の設備
再生可能エネルギー発電設備 (特定地熱:1,000kw以上) (地方税法附則第15条第27項 第3号ロ)		2分の1		地熱発電設備(経済産業省の 認定を受けた設備)で出力が 1,000kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (特定バイオマス:1万kw以上 2万kw未満) (地方税法附則第15条第27項 第1号ニ)	3年度分	3分の2	平成30年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	バイオマス発電設備(経済産 業省の認定を受けた設備かつ 出力が1万kw以上2万kw未満の 設備)
再生可能エネルギー発電設備 (特定バイオマス:1万kw未満) (地方税法附則第15条第27項 第3号ハ)		2分の1		バイオマス発電設備(経済産 業省の認定を受けた設備かつ出 力が1万kw未満の設備)
再生可能エネルギー発電設備 (特定水力:5,000kw以上) (地方税法附則第15条第27項 第2号ハ)	3年度分	4分の3(令和2年 3月31日までに 取得したものは3 分の2)	平成30年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	水力発電設備(経済産業省の 認定を受けた設備)で出力が 5,000kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (特定水力:5,000kw未満) (地方税法附則第15条第27項 第3号イ)		2分の1		水力発電設備(経済産業省の 認定を受けた設備)で出力が 5,000kw未満の設備
水防法に規定する地下街等の 所有者または管理者が取得 した浸水防止用の設備 (地方税法附則第15条第30 項)	5年度分	3分の2	平成29年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	止水板、防水扉、排水ポンプ及 び換気口浸水防止機
企業主導型保育事業の用に 直接供する資産 (地方税法附則第15条第34項)	5年度	2分の1		※平成29年4月1日から令和5年 3月31日までの期間に政府の補 助を受けていることが必要で す。また、有料で借り受けた資 産は特例の対象になりません。
認定先端設備等導入計画に 基づき取得した先端設備等 (地方税法附則第64条)	3年間	ゼロ	平成30年6月6日 から 令和5年3月31日 まで	機械・装置、工具・器具・備品 令和2年4月30日以降取得分 は、事業用家屋・構築物も対象

#### 申告について

特例措置の対象資産を所有されている方は、償却資産申告の際に該当することがわかる書類を添付してください。申告の際には、償却資産申告書(第26号様式)の11. 課税標準の特例欄の「有」を○で囲んでいただくとともに、種類別明細書(増加・全資産)の該当資産にも表示ください。